

魚津市告示第50号

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項についての一部改正について

公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項について（平成28年魚津市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

魚津市長 村椿 晃

本則の表魚津テクノスポーツドームの項の次に次のように加える。

魚津市片貝コミュニティセンター	体育館	会場その他	734	水銀灯 700 ワット 12 灯 出入口及び廊下及び便所等 40 ワット各 12 灯	演壇、卓子、椅子、水差、湯呑 各 1 個	上敷 8 枚	会場出入口 便所各 1 枚
-----------------	-----	-------	-----	-----------------------------------------------------	-------------------------	-----------	---------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

○公営施設使用の個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項についての制定について（平成28年魚津市告示第11号）の一部を改正する告示新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 119 条第 2 項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用について必要な事項を次のように定めたので、公表する。</p> <p>【別記】</p>	<p>公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用について必要な事項を次のように定めたので、公表する。</p> <p>【別記】</p>	

施設の 名称	建物の 屋室	区分	面積 (m ²)	設備の程度その他必要な事項			
				照明	講演席	聴衆席	標識
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
魚津テクノスポーツドーム	アリーナ	会場	2,400	水銀灯 1,000W90灯	演台2台	椅子1,000脚、テーブル100台	会場出入口 2枚、便所 2枚
	産業展示ホール	会場	700	水銀灯 1,000W16灯 蛍光灯 100W24灯		、シート 120枚	会場出入口 2枚、便所 2枚
	研修室	会場	144	蛍光灯 40W6灯	演台1台	椅子90脚、テーブル30台	会場出入口 1枚、便所 1枚
魚津市片貝コミュニティセンター	体育館	会場その他	734	水銀灯700ワット12灯 出入口及び廊下及び便所等40ワット各12灯	演壇、卓子、椅子、水差、湯呑各1個	上敷8枚	会場出入口 便所各1枚
魚津市西布施地域活性化センター	体育館	会場その他	794	水銀灯 700W 13台 ステージ水銀灯 400W 10台 ステージ蛍光灯 40W 1灯 4台 出入口及び廊下 蛍光灯 20W 1灯 3台 20W 5灯 1台 便所蛍光灯20W 1灯 10台	演台1台 卓子1子 椅子1脚 水差1個 湯呑1個	上敷10枚、椅子40脚	会場出入口 1枚、便所 1枚

